

(別紙1)

宮崎県長寿介護課 池上 行き
FAX: 0985-26-7344

「みやざき・ひなたの介護」情報発信事業実施業務委託
企画提案競技 説明会 参加申込書

会社名	
担当者名	
参加人数(3名まで)	
TEL	
FAX	
メール	
質問がある場合はご記入ください。 説明会にて回答いたします。	

※説明会日時 令和2年5月21日(木) 午前10時から 県庁7号館733号室

※FAX送信後は、確認のため、必ず長寿介護課までお電話ください。

TEL: 0985-26-7059

宮崎県長寿介護課 池上 行き
F A X : 0 9 8 5 - 2 6 - 7 3 4 4

「みやざき・ひなたの介護」情報発信事業実施業務委託
企画提案競技 参加申込書

会社名		
代表者職氏名		
担当者	部署名	
	役職名	
	氏 名	
	電 話	
	F A X	
	メール	

※提出期限 令和2年6月5日(金)午後5時まで

※F A X送信後は、確認のため、必ず長寿介護課までお電話ください。

TEL : 0 9 8 5 - 2 6 - 7 0 5 9

企画提案競技の参加に関する誓約事項

このたびの「みやざき・ひなたの介護」情報発信事業実施業務委託企画提案競技の参加にあたり、次の事項に該当することを誓約します。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 宮崎県競争入札参加資格者名簿に登録された営業種目が「広告・宣伝」で、種目が「広告代理」の者で、宮崎県内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有する者
- (3) 宮崎県発注の契約に係る指名停止処分を受けていない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- (5) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者
- (6) 県税に未納がないこと

令和2年 月 日

宮崎県知事 河野 俊嗣 様

住所 ○○市・・・
氏名 株式会社◇◇◇◇
代表取締役 △△ △△ 印

宮崎県長寿介護課 池上 行き
FAX：0985-26-7344
E-mail：choju@pref.miyazaki.lg.jp

「みやざき・ひなたの介護」情報発信事業実施業務委託
に係る企画提案競技についての質問書

会社名	
担当者名	
TEL	
FAX	
E-mail	
<u>質問内容</u>	

※受付期限 令和2年6月5日(金)午後5時まで

※送付後は、確認のため、必ず長寿介護課までお電話ください。

TEL：0985-26-7059